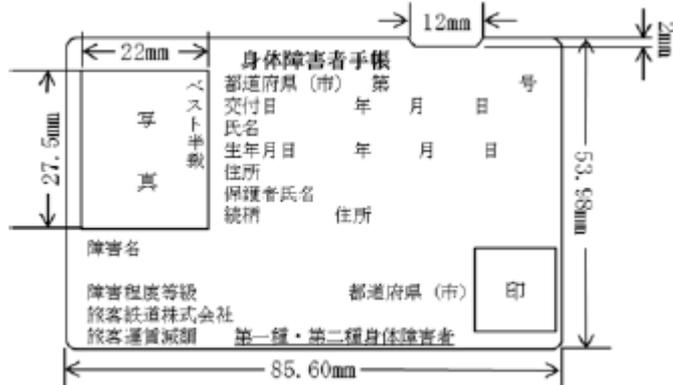
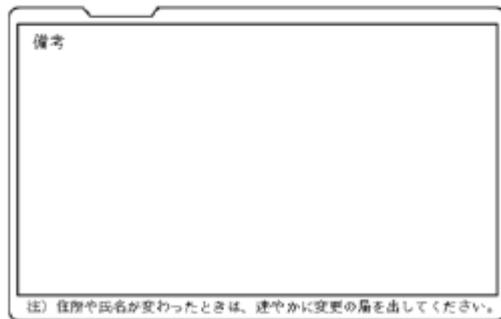


イ. カード様式

(表)



(裏)



- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、鉄道係員において介護能力があると認めるものであって、その購入する乗車券類の種類、乗車船区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車船する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車船する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道を通じて片道101キロメートル以上の区間を乗車するときに限る。

(割引率)

第6条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申し込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車船する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、身体障害者とその介護者に対する乗車券をともに行う場合に限って取り扱う。どちらか単独の払い戻しは行わない。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表

身体障害者の範囲および種別の区分

障害種別		等級および割引種別	第1種身体障害者 (本人および介護者)	第2種身体障害者 (本人)	
視覚障害			1級から3級および 4級の1	4級の2, 4級の3, 5級および 6級	
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害		2級および3級	4級および6級	
	平衡機能障害		—	3級および5級	
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能障害			—	3級および4級	
肢体不自由	上肢		1級, 2級の1および 2級の2	2級の3, 2級の4および3 級から6級	
	下肢		1級, 2級および3級の1	3級の2, 3級の3および4 級から6級	
	体幹		1級から3級	5級	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能		1級および2級	3級から6級
		移動機能		1級から3級	4級から6級
心臓, 腎臓, 呼吸器 または膀胱, 直腸, 小腸若しくはヒト 免疫不全ウイルス による免疫若しくは 肝臓の機能の障 害	心臓, 腎臓, 呼 吸器または小腸 の機能障害		1級, 3級および4級	—	
	膀胱または直腸 の機能障害		1級および3級	4級	
	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫または肝臓の 機能障害		1級から4級	—	

(注1) 上記の障害種別および等級は, 身体障害者福祉法施行規則別表第5号(2018年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し, その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。